

国保へ加入・やめるときは必ず届け出を！

問 保健福祉課 国民健康保険係
☎476-1111(134・135)

■国保(国民健康保険)に加入するとき、やめるときなどには、14日以内に国保の窓口へ届け出が必要です。届け出は世帯主が行います。

国保に加入するとき

	届け出に必要なもの
他の市町村からの転入★	・他の市町村の転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	・離職票 または 資格喪失通知書
家族の健康保険の扶養から外れたとき	・資格喪失通知書
子どもが産まれたとき★	・母子手帳
生活保護が廃止されたとき	・生活保護廃止決定通知書

国保をやめるとき

	届け出に必要なもの
他の市町村への転出★	・国保被保険者証
職場の健康保険に加入したとき	・職場の健康保険被保険者証 または 資格取得通知書
家族の健康保険の扶養に入ったとき	・国保被保険者証
国保被保険者が亡くなったとき★	・死亡を証明するもの ・国保被保険者証
生活保護が開始されたとき	・生活保護開始決定通知書 ・国保被保険者証

その他に届け出が必要なとき

	届け出に必要なもの
同じ町内で住所が変わったとき★	・国保被保険者証
世帯主や氏名が変わったとき★	
世帯を分けた、または一緒になったとき★	
修学のため、別に住所を定めるとき★※	・在学証明書 ・国保被保険者証

【すべての手続きに必要なもの】

- ・マイナンバーカード(または通知カード)
- ・印かん

★住民環境課へ届け出をしてから、国民健康保険係へお越しください。

※修学のため転出する場合は、国保に届け出をしないと保険証が使えなくなります。修学を終えたときも、忘れずに届け出してください。

■被保険者証の番号が変わります

これまでの国民健康保険被保険者証の番号は、1世帯で1つの番号でしたが、今後は被保険者証の番号と、個人ごとに2桁の枝番が付きます。

なお、今お持ちの被保険者証については、有効期限までご利用できます。

8月の被保険者証の切り替え時、または令和3年4月以降に発行された国民健康保険被保険者証には枝番が記載されることとなります。

